

議案第103号

市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について
下記のとおり、工事の請負契約を締結することについて、山陽小野田市議会
の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山陽
小野田市条例第64号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 市民体育館整備事業（建築主体工事） |
| 2 工事場所 | 山陽小野田市中川五丁目6833番1 地内 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 請負契約金額 | 240,240,000円 |
| 5 契約の相手方 | 市民体育館整備事業（建築主体工事）
嶋田工業・アステクノ特定建設工事共同企業体
嶋田工業株式会社
代表取締役 松倉晋一 |